

証券コード 2410  
2021年11月26日

株 主 各 位

東 京 都 港 区 赤 坂 三 丁 目 2 1 番 2 0 号  
株 式 会 社 キ ャ リ ア デ ザ イン セ ン タ ー  
代 表 取 締 役 社 長 兼 会 長 多 田 弘 實

### 第30回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第30回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大防止のため、当日は報告事項等のご説明を例年より短縮させていただくとともに、座席は間隔を十分にとった配置とさせていただき予定です。株主の皆様におかれましては、可能な限り書面又はインターネット等による事前の議決権行使をお願い申し上げるとともに、株主総会にご来場される株主様におかれましては、マスク着用などの対策のご検討をお願い申し上げます。

事前の書面又はインターネット等での議決権行使につきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述のご案内に従って2021年12月16日（木曜日）午後5時45分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

株主の皆様のご健康を配慮した措置でございますので、ご理解の程何卒よろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1.日 時** 2021年12月17日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
- 2.場 所** 東京都千代田区紀尾井町4番1号  
ホテルニューオータニ  
ザ・メイン アーケード階・地下1階  
おり鶴 麗の間  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

本年につきましても感染拡大防止の観点から、ご来場者へのお土産などの配布を取り止めさせていただくこととなりました。何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

### 3. 株主総会の目的事項

#### 報告事項

1. 第30期（2020年10月1日から2021年9月30日まで）事業報告
2. 第30期（2020年10月1日から2021年9月30日まで）計算書類報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

以 上


- ~~~~~
- ◎1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、当日は午前9時30分より受付を開始いたします。
2. 株主総会参考書類ならびに事業報告、及び計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://cdc.type.jp/ir/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
3. 今年度の株主総会においては、新型コロナウイルス感染症による影響を考慮してお土産の配布はいたしませんので、予めご承知おきください。

# 議決権の行使方法のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様が当社の経営に参画していただくことができる重要な権利です。以下をご参照のうえ、いずれかの方法にてご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使には、以下の3つの方法がございます。

**株主総会に出席**




議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(捺印は不要です。)

**株主総会開催日時**

**2021年12月17日(金)**  
**午前10時**

**議決権行使書を郵送**




議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご投函ください。

**行使期限**

**2021年12月16日(木)**  
**午後5時45分までに到着**

**インターネット等による行使**



議決権行使サイト  
(<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、賛否をご入力ください。

**行使期限**

**2021年12月16日(木)**  
**午後5時45分までに入力**

詳細は次ページをご覧ください。

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書		議 案 原案に対する賛否		標準日現在のご所有株式数 株		
株式会社キャリアデザインセンター 御中		第1号議案	賛	否	議 決 権 の 数	
株主総会日 議決権の数		第2号議案	賛	否	個	
年 月 日		第3号議案	賛	否	<p style="text-align: center;">お 願 い</p> <p>1. <input type="checkbox"/></p> <p>2. <input type="checkbox"/></p> <p>3. <input type="checkbox"/></p>	
年 月 日		第4号議案	賛	否		
		(次の候補者を除く)		<p style="writing-mode: vertical-rl;">切取り線</p>		
		第5号議案	賛			否
		第6号議案	賛			否
		第7号議案	賛			否
		(次の候補者を除く)				
				<p>ログインID</p> <p>仮パスワード「株主番号」</p> <p>株式会社キャリアデザインセンター</p>		

こちらに、各議案の賛否をご表示ください。

**【第1、2、5、6、7号議案】**  
賛成の場合：「賛」の欄に○印  
反対の場合：「否」の欄に○印

**【第3、4号議案】**  
全員賛成の場合：「賛」の欄に○印  
全員反対の場合：「否」の欄に○印  
一部の候補者を反対される場合：  
「賛」の欄に○印をご表示のうえ、反対される候補者の番号を ( ) 内にご記入ください。

インターネット等による議決権行使に必要な「ログインID」と「仮パスワード」が記載されています。

※当日ご出席の場合は、議決権行使書用紙の郵送又はインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

## インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等による議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（以下「議決権行使サイト」といいます。）にアクセスしていただき、下記事項をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

なお、ご不明な点等がございましたら、下記の「システム等に関するお問い合わせ先（ヘルプデスク）」へお問い合わせください。

当日ご出席の場合は、議決権行使書用紙の郵送又はインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 1. 議決権行使サイトについて

議決権行使サイト▶ <https://evote.tr.mufg.jp/>

QRコード▶



※「QRコード」は、(株)デンソーウェブの登録商標です。

- (1) インターネット等による議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（但し、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止いたします。）
- (2) パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用いただけない場合がございます。
- (3) インターネット等による議決権行使は、2021年12月16日（木曜日）の午後5時45分まで受け付けいたしますが、お早めにご行使くださいますようお願い申し上げます。

## 2. インターネット等による議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイトにおいて、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

## 3. 複数回にわたり議決権を行使された場合の取扱い

- (1) 議決権行使書用紙の郵送による方法とインターネット等による方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネット等によって複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。

## 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（プロバイダ接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。

ご不明な点等がございましたら、以下のヘルプデスクへお問い合わせ願います。

システム等に関する お問い合わせ先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク 電話 <b>0120-173-027</b> (受付時間 9:00~21:00 通話料無料)
----------------------	------------------------------------------------------------------------------

### 機関投資家の皆様へ

上記のインターネットによる議決権の行使のほかに、予め申込みされた場合に限り、株式会社東京証券取引所等が出資する株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができますのでご案内します。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様に対する利益還元を重要な課題と認識しつつ、内部留保充実の必要性と財政状態等を総合的に勘案したうえで、経営成績に合わせた利益配分を基本方針としております。

当事業年度におきましては、当事業年度の業績や財政状態等を総合的に勘案し、期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき35円といたしたいと存じます。(うち、普通配当30円、特別配当5円)

なお、この場合の配当総額は236,251,120円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年12月20日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### (1) 提案の理由

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを強化することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を可能とするため、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、当社定款につきまして、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

加えて、取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって取締役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨の規定を設けるものであります。また、会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結できる役員~~の~~の範囲を変更するものであります。なお、現行定款第30条の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

その他、上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

### (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則 第1条～第4条 (条文省略)	第1章 総則 第1条～第4条 (現行どおり)
第2章 株式 第5条～第11条 (条文省略)	第2章 株式 第5条～第11条 (現行どおり)
第3章 株主総会 第12条～第17条 (条文省略)	第3章 株主総会 第12条～第17条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会 第18条 (条文省略)	第4章 取締役及び取締役会 第18条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>第19条（員数及び選任方法） 当社の取締役は3名以上、10名以内とし、<u>株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p><u>②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>第20条 （条文省略）</p> <p>第21条（任期） 取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>（新設）</p> <p><u>②補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一とする。</u></p> <p>（新設）</p> <p>第22条（代表取締役及び役付取締役） 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p>	<p>第19条（員数及び選任方法） 当社の取締役（<u>監査等委員であるものを除く。</u>）は3名以上、10名以内とする。</p> <p><u>②当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は3名以上、5名以内とする。</u></p> <p><u>③取締役は監査等委員とそれ以外の取締役を区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>④取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>第20条 （現行どおり）</p> <p>第21条（任期） 取締役の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>②前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>③補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>④会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>第22条（代表取締役及び役付取締役） 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員でない</u>取締役の中から代表取締役を選定する。</p>



現行定款	変更案
<p>②（条文省略）</p> <p>③取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、必要に応じて、取締役会長を1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条～第25条 （条文省略）</p> <p>第26条（取締役会決議の省略） 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>（新設）</p> <p>第27条（取締役会の議事録） 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>②（条文省略）</p> <p>第28条 （条文省略）</p> <p>第29条（取締役の報酬等） 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>②（現行どおり）</p> <p>③取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>取締役社長1名を選定し、必要に応じて、取締役会長を1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条～第25条 （現行どおり）</p> <p>第26条（取締役会決議の省略） 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p><u>第27条（業務執行の決定の取締役への委任）</u> 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第28条（取締役会の議事録） 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>②（現行どおり）</p> <p>第29条 （現行どおり）</p> <p>第30条（取締役の報酬等） 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p>

現行定款	変更案
<p>第30条（<u>社外取締役の責任免除</u>） （新設）</p> <p>当社は、<u>社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、法令に定める要件に該当する場合には、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会 第31条（<u>監査役及び監査役会</u>） 当社は<u>監査役及び監査役会</u>を置く。</p> <p><u>第32条（員数及び選任方法）</u> 当社の<u>監査役は3名以上、5名以内とし、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>第33条（任期）</u> 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>②補欠によって選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</u></p> <p>第34条（<u>常勤の監査役</u>） 監査役会は、<u>監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>第35条（<u>監査役会の招集</u>） 監査役会を招集するときは、<u>会日の3日前までにその通知を発する。</u></p> <p><u>②監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。</u></p>	<p>第31条（<u>取締役の責任免除</u>） 当社は、<u>取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p><u>②当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の責任につき、法令に定める要件に該当する場合には、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>第5章 監査等委員会 第32条（<u>監査等委員会の設置</u>） 当社は<u>監査等委員会</u>を置く。</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>第33条（<u>常勤の監査等委員</u>） 監査等委員会は、<u>監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>第34条（<u>監査等委員会の招集</u>） 監査等委員会を招集するときは、<u>会日の3日前までにその通知を発する。</u></p> <p><u>②監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開くことができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第36条（<u>監査役会の決議</u>）  <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。</u></p> <p>第37条（<u>監査役会の議事録</u>）  <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>第38条（<u>監査役会規程</u>）  <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>第39条（<u>監査役の報酬等</u>）  <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第40条（<u>社外監査役の責任免除</u>）  <u>当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、法令に定める要件に該当する場合には、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>第6章 会計監査人  第41条～第43条  （条文省略）</p> <p>第44条（<u>会計監査人の報酬等</u>）  <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第7章 計算  第45条～第48条  （条文省略）</p> <p>附則  （新設）</p>	<p>第35条（<u>監査等委員会の決議</u>）  <u>監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数で行う。</u></p> <p>第36条（<u>監査等委員会の議事録</u>）  <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>第37条（<u>監査等委員会規程</u>）  <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>第6章 会計監査人  第38条～第40条  （現行どおり）</p> <p>第41条（<u>会計監査人の報酬等</u>）  <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> <p>第7章 計算  第42条～第45条  （現行どおり）</p> <p>附則  <u>第1条（<u>監査役の責任限定契約に関する経過措置</u>）</u>  <u>第30回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条の定めるところによる。</u></p>

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（8名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）8名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな	現在の当社における地位・担当
1	た だ ひろ み 多 田 弘 實	代表取締役社長兼会長 <b>再任</b>
2	かわ かみ とも ひこ 川 上 智 彦	専務取締役転職エージェント事業部担当取締役 <b>再任</b>
3	か やま ゆう すけ 加 山 祐 介	常務取締役メディア情報事業部担当取締役 <b>再任</b>
4	にし やま ゆたか 西 山 裕	常務取締役社員サポート本部担当取締役（経営企画・経理・採用推進担当） <b>再任</b>
5	なか むら みつ てる 中 村 光 暉	常務取締役IT派遣事業部担当取締役 <b>再任</b>
6	お ざわ しん いち 小 澤 真 一	取締役社員サポート本部担当取締役（人事・社員サポート担当） <b>再任</b>
7	わ だ よし ゆき 和 田 芳 幸	社外取締役 <b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>
8	さい とう てつ お 齋 藤 哲 男	社外取締役 <b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>

**再任**：再任取締役候補者

**社外**：社外取締役候補者

**独立**：証券取引所届出独立役員

候補者番号

1

た だ ひろ み  
多 田 弘 實

再任

指名・報酬委員会委員

生年月日

1947年7月2日生

所有する当社株式の数

1,124,900株

取締役会出席状況

13/13回

#### 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年1月 (株)日本リクルートセンター（現：(株)リクルートホールディングス） 入社  
1986年8月 同社取締役  
1993年7月 当社設立と同時に代表取締役社長  
2006年10月 当社代表取締役社長兼会長（現任）  
2013年10月 (株)キャリアデザインITパートナーズ 取締役  
2018年8月 (株)キャリアデザインITパートナーズ 代表取締役会長

#### 取締役候補者とした理由

当社の創業者であり、企業経営に関わる幅広い知見を有しており、当社の代表取締役社長としての実績を踏まえ、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

2

かわ かみ とも ひこ  
川 上 智 彦

再任

生年月日

1970年9月21日生

所有する当社株式の数

70,300株

取締役会出席状況

13/13回

#### 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1994年4月 大和ハウス工業(株) 入社  
1998年2月 当社入社  
2002年7月 当社販売部長  
2002年11月 当社キャリア営業局次長  
2003年9月 当社キャリア営業局長  
2005年1月 当社取締役営業本部長  
2005年10月 当社常務取締役営業本部長  
2006年10月 当社専務取締役キャリア情報事業部長  
2008年12月 当社専務取締役キャリア情報事業部長兼人材紹介事業部長  
2009年10月 当社代表取締役副社長キャリア情報事業部長兼人材紹介事業部長  
2010年4月 当社代表取締役副社長キャリア情報事業部長  
2010年10月 当社代表取締役副社長人材紹介事業部長兼IT派遣事業部長  
2011年10月 当社代表取締役副社長IT派遣事業部長  
2013年10月 当社代表取締役副社長  
(株)キャリアデザインITパートナーズ 代表取締役社長  
2014年1月 当社取締役  
2018年9月 当社取締役メディア営業本部担当  
2019年8月 当社取締役転職エージェント事業部担当取締役  
2019年10月 当社専務取締役転職エージェント事業部担当取締役（現任）

#### 取締役候補者とした理由

当社の取締役として、当社の転職エージェント事業部門において、当社の業績に貢献していることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号 3

か やま ゆう すけ  
加山 祐介

再任

生年月日

1978年4月28日生

所有する当社株式の数

3,900株

取締役会出席状況

13/13回

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

2001年4月 近畿日本ツーリスト(株) 入社  
2002年10月 当社入社  
2008年10月 当社キャリア営業部長  
2012年10月 当社キャリア営業局長  
2013年7月 当社キャリア営業統括局長  
2013年10月 当社キャリア営業本部長  
2014年12月 当社取締役キャリア営業本部長  
2015年10月 当社取締役メディア営業本部長  
2020年10月 当社常務取締役メディア情報事業部担当取締役(現任)

取締役候補者とした理由

当社の取締役として、当社のメディア情報事業部門において、当社の業績に貢献していることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号 4

にし やま ゆたか  
西山 裕

再任

生年月日

1982年12月24日生

所有する当社株式の数

12,000株

取締役会出席状況

13/13回

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

2005年4月 当社入社  
2011年10月 当社経営企画部長  
2012年10月 当社経営企画本部長  
2012年12月 当社取締役経営企画局長  
2016年12月 (株)キャリアデザインITパートナーズ 取締役  
2020年10月 当社取締役社員サポート本部担当取締役(経営企画・経理・採用推進担当)  
2021年10月 当社常務取締役社員サポート本部担当取締役(経営企画・経理・採用担当)(現任)

取締役候補者とした理由

当社の取締役として、当社の管理部門に携わっており、当社の業績に貢献していることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号 5

なかむら みつてる  
中村 光曜

再任

生年月日

1973年4月2日生

所有する当社株式の数

4,200株

取締役会出席状況

13/13回

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1996年4月 積水ハウス(株) 入社  
1999年4月 当社入社  
2008年4月 当社フェア推進部長  
2012年7月 当社フェア推進部長兼新卒メディア営業部長  
2014年7月 当社フェア推進局長兼新卒メディア営業局長  
2016年1月 (株)キャリアデザインITパートナーズ事業推進局長  
2018年3月 (株)キャリアデザインITパートナーズ取締役事業統括責任者  
2020年1月 (株)キャリアデザインITパートナーズ常務取締役事業統括責任者  
2020年12月 当社取締役  
2021年10月 当社常務取締役IT派遣事業部担当取締役(現任)

取締役候補者とした理由

当社の取締役として、当社のIT派遣事業部門において、当社の業績に貢献していることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号 6

おざわ しんいち  
小澤 真一

再任

生年月日

1979年1月2日生

所有する当社株式の数

3,200株

取締役会出席状況

13/13回

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

2001年7月 北辰商品(株)(現:北辰物産(株)) 入社  
2005年8月 (株)リコーエンジニアリング(現:リコークリエイティブサービス(株)) 入社  
2006年10月 当社入社  
2012年10月 当社人事総務部部长  
2016年10月 当社人事総務局局长  
2019年10月 当社人事総務局副本部长  
2020年12月 当社取締役社員サポート本部担当取締役(人事・社員サポート担当)(現任)

取締役候補者とした理由

当社の取締役として、当社の管理部門に携わっており、当社の業績に貢献していることから、取締役候補者となりました。

候補者番号

7

わ だ よし ゆ き  
**和田 芳幸**

再任

社外

独立

指名・報酬委員会議長

生年月日

1951年3月2日生

所有する当社株式の数

10,000株

取締役会出席状況

13/13回

#### 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1974年4月 ケーパースアンドライブブランド会計事務所 入所  
1977年6月 監査法人中央会計事務所 入所  
1978年9月 公認会計士 登録  
1988年6月 同所 代表社員  
2000年7月 中央青山監査法人 事業開発本部長  
2003年5月 同監査法人 事業開発担当理事  
2007年8月 太陽ASG監査法人（現:太陽有限責任監査法人） 代表社員  
2014年9月 (株)ゼロ 監査役  
2014年10月 ケネディクス商業リート投資法人 監督役員  
2015年6月 (株)フォーバルテレコム 取締役（現任）  
2015年12月 当社社外取締役（現任）  
2016年6月 (株)ビバホーム 取締役  
2016年8月 和田会計事務所 代表（現任）  
2017年9月 (株)ゼロ 取締役（現任）  
2021年4月 栗林商船(株) 社外監査役（現任）

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

公認会計士として監査法人での監査に基づく豊富な経験と知識を有しており、当社のガバナンス体制強化と経営全般に対する助言を期待して、引き続き社外取締役候補者となりました。



候補者番号

8

さいとう てっお  
齋藤 哲男

再任

社外

独立

指名・報酬委員会委員

生年月日

1954年3月25日生

所有する当社株式の数

1,000株

取締役会出席状況

13/13回

#### 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年4月 (株)東京証券取引所(現:(株)日本取引所グループ) 入社  
1985年11月 同所 上場審査室 審査役  
1991年6月 同所 上場審査室 主任上場審査役  
1992年6月 同所 勤労課長  
1997年5月 (株)ワークツアー 代表取締役(現任)  
2003年9月 ホームスタイル(株) 監査役  
2006年4月 アラックス(株) 監査役(現任)  
2008年6月 (株)インボイス 取締役  
2008年8月 マスターピース・グループ(株) 監査役  
2009年5月 (株)DDホールディングス 監査役(現任)  
2011年3月 サイオステクノロジー(株)(現:サイオス(株)) 監査役  
2012年6月 ディーエムソリューションズ(株) 監査役(現任)  
2015年12月 当社社外取締役(現任)  
2016年3月 (株)大塚商会 取締役(現任)

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

東京証券取引所での上場審査業務を務めた他、経営コンサルタントとして会社経営に関する豊富な経験を有しており、当社のガバナンス体制強化と経営全般に対する助言を期待して、引き続き社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 和田芳幸氏及び齋藤哲男氏は、社外取締役候補者であります。  
3. 和田芳幸氏及び齋藤哲男氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって6年となります。  
4. 当社は、和田芳幸氏及び齋藤哲男氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。  
なお、和田芳幸氏及び齋藤哲男氏の再任が承認された場合には、両氏との当該契約を継続する予定であります。  
5. 当社は、和田芳幸氏及び齋藤哲男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合には、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。  
6. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告35頁をご参照ください。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

きくち りょうへい  
**菊池 亮平**

再任

生年月日

1975年11月14日生

所有する当社株式の数

7,700株

取締役会出席状況

13/13回

#### 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1998年4月	当社入社
2008年4月	当社販売部長
2009年1月	当社編集部長
2009年10月	当社編集販売部長兼個人情報保護管理室長
2011年4月	当社予算管理部長兼審査室長兼個人情報保護管理室長
2012年4月	当社内部監査室長
2014年1月	(株)キャリアデザインITパートナーズ常勤監査役
2016年12月	当社監査役
2017年4月	当社常勤監査役（現任）

#### 監査等委員である取締役候補者とした理由

当社の内部監査室及び監査役の経験から、適切な監査を行えるものと判断し、監査等委員である取締役候補者としてしました。

候補者番号 2

すが わら たか し  
菅原 隆志

再任 社外 独立

生年月日

1953年12月16日生

所有する当社株式の数

0株

取締役会出席状況

13/13回

#### 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年10月 新光監査法人（1988年中央監査法人と合併） 入所  
1982年3月 公認会計士登録  
1997年9月 中央監査法人 代表社員  
2007年7月 新日本監査法人（現：EY新日本有限責任監査法人） 入所  
同法人代表役員  
同法人退職  
2016年6月 東京青果(株) 監査顧問  
2016年7月 同社 常勤監査役（現任）  
2017年6月 同社 常勤監査役（現任）  
2017年12月 当社社外監査役（現任）

#### 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

金融・財務に関する豊富な知識を有しており、公認会計士としての専門的見地から当社のガバナンス体制強化と経営全般に対する助言を期待して、監査等委員である取締役候補者となりました。

候補者番号 3

みな み はる ひこ  
皆見 晴彦

再任 社外 独立

生年月日

1952年4月24日生

所有する当社株式の数

10,000株

取締役会出席状況

13/13回

#### 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1975年4月 (株)住友銀行（現：(株)三井住友銀行） 入行  
1998年10月 総合地所(株) 出向  
2003年9月 総合地所(株) 入社  
同社 常務取締役  
2009年4月 ルネ・ストーリー・アセット・マネジメント(株) 代表取締役社長  
2011年4月 総合ハウジングサービス(株) 副社長執行役員  
2011年6月 同社 代表取締役社長  
2015年6月 SGリアルティ(株) 監査役  
2019年12月 当社社外監査役（現任）

#### 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

金融・財務に関する豊富な知識と経営者としての豊富な経験を有しており、当社のガバナンス体制強化と経営全般に対する助言を期待して、監査等委員である取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 菅原隆志氏及び皆見晴彦氏は、社外取締役候補者であります。  
3. 菅原隆志氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって4年となります。  
4. 皆見晴彦氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって2年となります。  
5. 当社は、菅原隆志氏及び皆見晴彦氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、菅原隆志氏及び皆見晴彦氏の選任が承認された場合には、両氏との当該契約を継続する予定であります。  
6. 当社は、菅原隆志氏及び皆見晴彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合には、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。  
7. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告35頁をご参照ください。

## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2006年12月22日開催の15回定時株主総会において年額280百万円以内とご決議いただき今日に至っております。

今般、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を設定するため、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、経済情勢等諸般の事情も考慮して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額280百万円以内（うち社外取締役分年額20百万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、当社は、会社法第361条第7項の定めに従い、2021年11月16日開催の取締役会の決議により、第2号議案「定款一部変更の件」ならびに本議案及び第7号議案「取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付き株式報酬制度導入の件」の承認可決を条件として、後掲のとおり、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決定しております。本議案の内容は、当該方針にも合致するものであり、また、当社が任意に設置しております指名・報酬委員会（議長は独立社外取締役かつ、委員3名のうち、過半数の2名を独立社外取締役としております。）の助言を得たうえで決定したものであり、その内容は相当と判断しております。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。現在の取締役は8名（うち社外取締役2名）であり、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名（うち社外取締役2名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものとしたします。

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額90百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

本議案は、監査等委員である取締役の職責及び取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で監査等委員である取締役の報酬枠を決定するものであり、必要かつ相当な内容であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

## 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴う役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く、以下「対象取締役」という。）を対象に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、当社の取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、一定の株式譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めがある当社普通株式（以下「譲渡制限付株式」という。）を割り当てる報酬制度（以下「本制度」という。）を下記のとおり導入することといたしたく存じます。

本株主総会では、本制度を新たに導入し、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」の年額280百万円以内とは別枠で、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額を年額80百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬委員会への諮問と答申を経て取締役会において決定することといたします。

現在の取締役は8名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

### 1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

本制度は、対象取締役に対して、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けます。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とはならない範囲で当社取締役会において決定します。また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

## 2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の65,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の上限とします。但し、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものとします。

## 3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとします。

### (1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、割当てを受けた日から当社の取締役の地位を退任するまでの期間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈、その他一切の処分行為をすることができないものとします。

### (2) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、当社の取締役会が定める期間（以下「本役務提供期間」といいます。）、継続して、上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。但し、対象取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、本役務提供期間において上記(1)の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

### (3) 譲渡制限付株式の無償取得

本割当株式のうち上記(1)の本譲渡制限期間が満了した時点において上記(2)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき、譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得します。

### (4) 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社取締役会の決議により、本役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。上記に規定する場合には、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社取締役会において定めるものとします。

4. 譲渡制限付株式を付与することが相当である理由

対象取締役を対象に企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役に対する譲渡制限付株式を付与するものであります。

本議案における譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の概況、その他諸般の状況を考慮し、指名・報酬委員会での協議を経て決定しており、その内容は相当であるものであると考えております。なお、当社は、会社法第361条第7項の定めに従い、2021年11月16日開催の取締役会の決議により、第2号議案「定款一部変更の件」並びに第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」及び本議案の承認可決を条件として、25-26頁に記載のとおり、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決定しており、本議案の内容は、当該方針にも合致するものであることから、その内容は相当であると判断しております。また、本譲渡制限付株式の価値を割当てに係る取締役会決議日時点の時価で評価した金額は総会で承認された年額の上限の範囲内とすること、本譲渡制限付株式の発行済株式総数に占める割合は0.92%とその希釈化率は軽微であると判断しております。

以上



## 【ご参考】取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

### 1. 基本方針

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。以下同じ)の報酬は、企業価値の持続的向上を図るインセンティブとして十分に機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、具体的には固定報酬としての基本報酬、非金銭報酬としての株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

### 2. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は金銭報酬とし、原則として各取締役の役位または役割に基づき総合的に勘案したうえで決定するものとする。

### 3. 非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

非金銭報酬等は、当社の中長期的な企業価値、ひいては株主価値の持続的な向上を図る報酬構成とするため、譲渡制限付株式とする。譲渡制限付株式は対象取締役の職務執行開始日から1か月を経過する日までになされる取締役会決議により付与し、その付与数は役位に応じて決定する。また、譲渡制限期間は払込期日から当社の取締役の地位を退任するまでとし、当社の取締役会が定める期間、継続して取締役の地位にあることを条件に譲渡制限を解除する。

### 4. 基本報酬の額、または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社は取締役の報酬について、客観性及び透明性を確保するため、任意の諮問委員会として議長が独立社外取締役かつ過半数が独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会を設置しており、取締役の種類別の報酬割合については当該指名・報酬委員会において、各事業年度の業績、会社の報酬割合の妥当性について評価、検討を行うものとする。取締役会は、指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、取締役の個人報酬の内容を検討することとする。

また、取締役の個人別の報酬等の種類ごとの比率の目安は概ね以下のとおりとする。

役位	基本報酬	非金銭報酬等
代表取締役社長兼会長	60~70%	30~40%
取締役(監査等委員である取締役、及び社外取締役を除く)	90~95%	5~10%
社外取締役	100%	0%
監査等委員である取締役	100%	0%

(注 非金銭報酬等は譲渡制限付株式である。)

### 5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬等のうち基本報酬については、株主総会で決議された限度額の範囲内において、代表取締役社長兼

会長がその具体的内容について取締役会から委任を受けるものとし、代表取締役社長兼会長は、取締役の役位、在任年数に応じて定められた報酬基準により策定した報酬案について、任意の諮問委員会として議長が独立社外取締役かつ過半数が独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会に諮問し、その意見・助言を踏まえて、各取締役の個人別の報酬額を決定する。

個人別の報酬等のうち非金銭報酬については、株主総会で決議された限度額の範囲内において、代表取締役社長兼会長が取締役会において定めた役員株式報酬規程に基づき、指名・報酬委員会に諮問し、その意見・助言を踏まえて、各取締役の個人別の割当株式数を決定する。

(提供書面)

## 事業報告

(2020年10月1日から  
2021年9月30日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の状況

当社は2021年4月1日付で当社の完全子会社である株式会社キャリアデザインITパートナーズを吸収合併（簡易合併・略式合併）したことに伴い、当第2四半期累計期間までは連結決算でありましたが、当第3四半期累計期間より非連結決算へ移行いたしました。前事業年度において連結財務諸表を作成していましたが、上記により当事業年度より連結財務諸表を作成していないため、比較分析は行っておりません。

#### ①事業の経過及び成果

当事業年度（2020年10月1日～2021年9月30日）における我が国経済において、2021年9月に発表された日銀短観では大企業・製造業の景況感は改善しているものの、米中貿易摩擦を背景とした海外経済の不確実性に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大により依然として先行き不透明な状況が続いております。2021年9月の有効求人倍率は1.16倍と伸び率は前回調査から上昇傾向で推移しており、前述の景気の不透明さを受けて採用活動に対して慎重な姿勢を見せる企業は多いものの、一方でITエンジニアの案件を中心に採用を再開する企業も見られました。

このような状況において、当事業年度における当社の売上高は、計画を大幅に上回る結果となりました。これは新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言が数回にわたり発令されたことにより、企業の採用意欲は低下傾向となり、当社の業績も影響を受けたものの、各事業においてIT業界を中心に採用需要は回復基調を示し、取引社数が増加したことによるものです。特にメディア情報事業における「エンジニア」マーケットの売上高が改善傾向を示し、前年同期比118.4%となりました。

コスト面につきましては、今期は広告宣伝費を大幅に抑制する計画としておりましたが、売上高が計画を上回って推移したことから、2021年9月期下半期に2.8億円の追加投資を実施し、初のテレビCMや登録者獲得のためのWeb広告を実施するなど、typeブランドのブランディングと登録者の獲得を強化することにより業績の回復を図りました。また、当事業年度における経常利益については、前述の通り広告宣伝に投資を行ったものの想定以上に売上高が増加し、計画を上回る結果となりました。

以上の結果、当事業年度における売上高は、9,436,878千円、損益については、営業利益140,736千円、経常利益155,284千円、当期純利益927,694千円となりました。

なお、参考情報として上記の業績に株式会社キャリアデザインITパートナーズの第2四半期までの業績を加えた場合の売上高は、12,091,967千円、利益については、営業利益342,042千円、経常利益362,478千円となりました。

#### <事業の種類別業績>

当社は人材サービス事業の単一セグメントでありセグメント情報の記載を省略しているため、事業の種類別に記載しております。

##### A) メディア情報事業

メディア情報事業は、Web求人広告・適職フェア等の商品・サービスを展開しております。

当事業年度におきましては、売上高は計画を大幅に上回る結果となりました。新規案件の開拓強化を進めたことにより「エンジニア」マーケットの売上高は好調に推移しており、「営業」、「女性」マーケットにおいても回復基調を示しております。マーケット別の売上高は「エンジニア」マーケット前年同期比18.4%増、「営業」マーケット同3.2%増、「女性」マーケット同5.5%増となりました。なお、集客面においては、スマートフォンアプリやAIを搭載した求人提案機能の改修・強化をはじめ、Webメディア『エンジニアtype』にてエンジニア向けにオンラインカンファレンスを実施するなど、新たな集客施策を実施したことにより『type』『女の転職type』ともに登録者ならびに応募者獲得は計画通りに推移しております。また、広告宣伝費は大幅に削減する計画としておりましたが、想定よりも売上高が計画を上回って推移したことから、2021年9月期下半期に2.8億円の追加投資を実施し、登録者の獲得を強化いたしました。

以上の結果、当事業年度におけるメディア情報事業の売上高は3,930,266千円となりました。

##### B) 人材紹介事業

人材紹介事業は、ご登録いただいた求職者の方に最適な求人案件をご紹介します登録型人材紹介を運営しております。

当事業年度におきましては、売上高は計画通りの結果となりました。「女性」マーケットにおきましては成約件数が伸び悩んだものの、「エンジニア」マーケットは回復傾向にあり、また「営業」マーケットの成約件数が堅調に推移いたしました。一方で、登録者獲得につきましては、引き続き競合他社との競争が激化しており、新規登録者はやや鈍化しておりますが、各種経路からの登録獲得を強化し、成約件数の増加を図って参ります。

以上の結果、当事業年度における人材紹介事業の売上高は1,981,399千円となりました。

### C) 新卒メディア事業

新卒メディア事業は、新卒者を対象とする就職イベント・情報誌等の商品・サービスを展開しております。

当事業年度におきましては、売上高は計画を大幅に上回る結果となりました。主に新規案件の開拓を強化したことで、2023年度卒業予定の学生を対象としたイベントの拡販が順調に推移し、取引社数が増加したことによるものです。イベントは引き続きオンラインでの開催をするとともに、求人企業の個社別の採用ニーズに合わせた個別セミナーの販売も順調に推移いたしました。

集客面におきましては、イベントをオンライン化したことにより、前期までは東京・関西での集客が中心となっておりますが、全国での集客の強化につながり、好調に推移いたしました。また、新しい取組みとしてオンラインで開催した「女性×IT」をテーマに掲げたインターンシップイベントではIT・メーカー・コンサルなど、様々な業界でテクノロジーに強みを持つ企業にご参加いただき、集客は好調に推移いたしました。

以上の結果、当事業年度における新卒メディア事業の売上高は454,078千円となりました。

### D) 新卒紹介事業

新卒紹介事業は、ご登録いただいた学生の方に最適な新卒採用案件をご紹介します登録型新卒紹介を運営しております。

当事業年度におきましては、売上高は計画を大幅に上回る結果となりました。求人案件と登録者の獲得が順調に推移しており、2022年度卒業予定の学生についてはIT業界の案件を中心に成約件数が増加し、2023年度卒業予定の学生は就職活動が早期化の傾向を示しており、案件の開拓を強化したことにより成約件数が増加しました。

以上の結果、当事業年度における新卒紹介事業の売上高は166,140千円となりました。

### E) IT派遣事業

IT派遣事業は、当社にご登録いただいた登録者の中から、求人企業の採用ニーズに最適な人材を派遣する一般労働者派遣を運営しております。

当事業年度におきましては、売上高は計画を大幅に上回る結果となりました。引き続き強みとする「エンジニア」マーケットを中心に案件獲得を強化したことにより、派遣スタッフの新規稼働人数が好調に推移いたしました。また、登録者獲得については引き続き各登録経路を強化したことにより、新規登録者は順調に推移いたしました。

以上の結果、当事業年度におけるIT派遣事業の売上高は2,904,996千円となりました。

## ②設備投資の状況

当事業年度中の投資額は395,359千円であり、主なものはWebシステム開発であります。

## ③資金調達の状況

該当事項はありません。

## ④重要な企業再編等の状況

当社は2021年4月1日付で当社の完全子会社である株式会社キャリアデザインITパートナーズ（現IT派遣事業部）を吸収合併いたしました。

## (2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第27期 (2018年9月期)	第28期 (2019年9月期)	第29期 (2020年9月期)	第30期 (当事業年度) (2021年9月期)
売 上 高 (千円)		7,667,623	8,205,416	6,486,559	9,436,878
経常利益又は経常損失 (△) (千円)		997,376	776,281	△497,023	155,284
当期純利益又は 当期純損失 (△) (千円)		691,822	573,673	△350,629	927,694
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)		103.36	85.22	△51.94	137.44
総 資 産 (千円)		4,812,160	5,122,487	4,318,113	5,858,531
純 資 産 (千円)		3,508,344	3,809,963	3,155,543	3,948,237
1株当たり純資産額 (円)		511.90	564.43	467.49	584.92

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しており、金額は小数点第2位未満を四捨五入して記載しております。
2. 前事業年度までは連結計算書類での財産及び損益の状況で記載していましたが、当事業年度より非連結決算に移行したことから単体での財産及び損益の状況で記載しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

なお、当社は2021年4月1日付で株式会社キャリアデザインITパートナーズ（現IT派遣事業部）を吸収合併いたしました。

### (4) 対処すべき課題

2020年初頭から新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大し、日本を含む世界における消費活動が低迷しています。企業の活動及び採用需要にも多大な影響を与えており、当社の事業においても売上収益等の業績に関しまして影響が生じています。

新型コロナウイルス感染症の収束時期を具体的に見積ることが難しく、先行きは極めて不透明であり、当社を取り巻く環境は引き続き、予断を許さない状況であると認識しています。このような状況ではありますが、現在、日本社会においては、少子高齢化による労働人口の減少という非常に深刻な問題が存在しております。今後においては、より一層採用が困難となり、日本経済の成長を抑制する要因になると予想されます。しかしながら、企業が成長を促進し企業価値を高めるためには、質・量ともに労働力の確保が必要不可欠です。新型コロナウイルス感染症予防のワクチン接種の普及や国内外の緩和的な財政・金融政策等により社会経済活動は徐々に正常化に向かうものと考えており、収束後は徐々に企業の採用活動も回復傾向を示すと考えております。そうした回復局面において、企業の労働力確保に必要不可欠なのが「中途採用による人材の流動化」であり、当社が取り組むべきテーマであると考えております。

このような状況を踏まえ、今後も当社は、1993年の創業以来、「いい仕事・いい人生」の企業理念を掲げ、キャリア志向の高いエンジニア・営業・女性を主軸にした事業展開をすることで他社との差別化を図り、『type』ブランドによるひとつ上のキャリア転職マーケットの確立を目指して参ります。具体的には、メディア情報事業・人材紹介事業・新卒メディア事業・新卒紹介事業・IT派遣事業これら個々の商品・サービスを、メディアミックス展開して、『type』ブランドによるシナジー効果を引き続き高めつつ、質の高い人材の流動化を通して、企業の活性化と日本経済の発展に寄与していきたいと考えています。

また、役員・従業員一丸となって生産性の向上を図り、コスト・コントロールを徹底することで、収益体質の改善を目指して参ります。

(5) **主要な事業内容** (2021年9月30日現在)

区分	事業内容
メディア情報事業	Webサイト『type』を主軸とした求人情報の提供
人材紹介事業	有料職業紹介事業 (厚生労働大臣許可 13-ユ-040429)
新卒メディア事業	情報誌、イベント『type就活』を主軸とした求人情報の提供
新卒紹介事業	有料職業紹介事業 (厚生労働大臣許可 13-ユ-040429)
IT派遣事業	一般労働者派遣事業 (厚生労働大臣許可 派13-315344)

(6) **主要な事業所** (2021年9月30日現在)

本 社	東京都港区赤坂三丁目21番20号
-----	------------------

(注) 当社は、2021年4月1日付で当社の完全子会社である株式会社キャリアデザインITパートナーズを吸収合併いたしました。

(7) **使用人の状況** (2021年9月30日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
662名	2名増	30.1歳	5.4年

(8) **主要な借入先** (2021年9月30日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	58,000千円

- (注) 1. 当社は運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、借入極度額2,500百万円のコミットメントライン契約を主幹事の株式会社三菱UFJ銀行と締結しております。  
2. 当該契約に基づく当事業年度末の借入れ実行残高はございません。

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

当社は、2021年1月19日開催の取締役会において、当社の完全子会社である株式会社キャリアデザインITパートナーズを吸収合併することについて決議し、2021年4月1日付で吸収合併いたしました。



## 2. 株式の状況 (2021年9月30日現在)

- |                 |             |
|-----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数    | 20,640,000株 |
| (2) 発行済株式の総数    | 7,054,400株  |
| (3) 株 主 数       | 2,906名      |
| (4) 大株主 (上位10名) |             |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
多 田 弘 實	1,124,900株	16.66%
A S L E A D S T R A T E G I C V A L U E F U N D	663,400	9.82
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 ( 信 託 口 )	507,300	7.51
A S L E A D G R O W T H I M P A C T F U N D	400,000	5.92
株 式 会 社 S H I F T	352,700	5.22
光 通 信 株 式 会 社	248,300	3.67
立 花 証 券 株 式 会 社	161,300	2.38
S S B T C C L I E N T O M N I B U S A C C O U N T	153,203	2.26
B B H F O R F I D E L I T Y P U R I T A N T R : F I D E L I T Y S R I N T R I N S I C O P P O R T U N I T I E S F U N D	150,000	2.22
株 式 会 社 ダ イ ヤ モ ン ド 社	120,000	1.77

(注) 1. 当社は自己株式 (304,368株) を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

2. 持株比率は小数点第3位を切り捨てて表示しております。

### 3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### 4. 会社役員の状況

#### (1) 取締役及び監査役の状況 (2021年9月30日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長兼会長	多田弘實	
専務取締役	川上智彦	転職エージェント事業部 担当取締役
常務取締役	加山祐介	メディア情報事業部 担当取締役
取締役	西山裕	社員サポート本部 担当取締役(経営企画・経理・採用推進担当)
取締役	中村光曜	IT派遣事業部 担当取締役
取締役	小澤真一	社員サポート本部 担当取締役(人事・社員サポート担当)
取締役	和田芳幸	株式会社ゼロ 取締役 株式会社フォーバルテレコム 取締役 和田会計事務所 代表 栗林商船株式会社 社外監査役
取締役	齋藤哲男	株式会社ワークツー 代表取締役 アラックス株式会社 監査役 株式会社DDホールディングス 監査役 ディーエムソリューションズ株式会社 監査役 株式会社大塚商会 取締役
常勤監査役	菊池亮平	
監査役	菅原隆志	東京青果株式会社 常勤監査役
監査役	皆見晴彦	

- (注) 1. 取締役和田芳幸氏及び取締役齋藤哲男氏は、社外取締役であります。
2. 監査役菅原隆志氏及び監査役皆見晴彦氏は、社外監査役であります。
3. 監査役菅原隆志氏は、以下の通り、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
・公認会計士の資格を有しております。
4. 当社は、東京証券取引所に対して、取締役和田芳幸氏、取締役齋藤哲男氏、監査役菅原隆志氏、監査役皆見晴彦氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は各社外取締役及び各社外監査役と会社法第423条第1項の責任につき、法令に定める要件に該当する場合には、法令が定める額を限度として責任を負担する旨の責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償請求訴訟における損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由があります。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び監査役であり、その保険料は取締役（社外取締役を除く。）が保険料の一部を負担し、その残余を当社が負担しております。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等

### イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 ( 社 外 取 締 役 )	9名 (2名)	181,520千円 (7,200千円)
監 査 役 ( 社 外 監 査 役 )	3名 (2名)	14,760千円 (7,200千円)
合 計 ( 社 外 役 員 )	12名 (4名)	196,280千円 (14,400千円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2006年12月22日開催の第15回定時株主総会において年額280,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。
2. 監査役の報酬限度額は、2001年6月26日開催の第9回定時株主総会において月額7,500千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち、社外監査役は2名）です。

## ロ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2021年2月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次の通りです。

### 1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的向上を図るインセンティブとして十分に機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、具体的には固定報酬としての基本報酬により構成する。

2. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は金銭報酬とし、原則として各取締役の役位または役割に基づき総合的に勘案したうえで決定するものとする。

### 3. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬等のうち基本報酬については、株主総会で決議された限度額の範囲内において、代表取締役社長兼会長がその具体的内容について取締役会から委任を受けるものとし、代表取締役社長兼会長は、取締役の役位、在任年数に応じて定められた報酬基準により策定した報酬案について、任意の諮問委員会として議長が独立社外取締役かつ過半数が独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会に諮問し、その意見・助言を踏まえて、各取締役の個人別の報酬額を決定する。

(注) 第30回定時株主総会において株主総会参考書類7頁から11頁記載の第2号議案「定款一部変更の件」及び第7号議案「取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件」が原案通り承認可決されますと、上記「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」は株主総会参考書類25頁・26頁に記載の内容へと変更される予定です。

## ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る委任に関する事項

当事業年度においては、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長兼会長多田弘實氏が取締役の個人別の報酬額を決定しております。これらの権限を委任した理由は当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長兼会長が最も適していると判断しているためであります。取締役会は、当該権限が適切に行使されるよう、議長は独立社外取締役かつ、委員3

名のうち、過半数の2名を独立社外取締役により構成される指名・報酬委員会に諮問し答申を得ており、当該答申の内容を踏まえて報酬額を決定しているため、決定方針に沿うものであると判断しております。

## (5) 社外役員に関する事項

### ①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

会社における地位	氏名	他の法人等の重要な兼職の状況
取締役	和田 芳 幸	株式会社ゼロ 取締役 株式会社フォーバルテレコム 取締役 和田会計事務所 代表 栗林商船株式会社 社外監査役
取締役	齋 藤 哲 男	株式会社ワークソー 代表取締役 アラックス株式会社 監査役 株式会社DDホールディングス 監査役 ディーエムソリューションズ株式会社 監査役 株式会社大塚商会 取締役
監査役	菅 原 隆 志	東京青果株式会社 常勤監査役

(注) 当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

### ②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会・監査役会への出席状況	発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	和田 芳 幸	当事業年度開催の取締役会13回中13回、指名・報酬委員会5回全てに出席 その他、書面決議6回	公認会計士として監査法人での監査に基づく豊富な経験と知識を有しており、適宜取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、当事業年度に開催された5回の指名・報酬委員会すべてに出席し、役員の人事・報酬の審議では適宜必要な発言を行いました。
取締役	齋 藤 哲 男	当事業年度開催の取締役会13回中13回、指名・報酬委員会5回全てに出席 その他、書面決議6回	東京証券取引所勤務経験に基づいた、上場会社運営に関する豊富な知識と経験を有しており、適宜取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、当事業年度に開催された5回の指名・報酬委員会すべてに出席し、役員の人事・報酬の審議では適宜必要な発言を行いました。

区 分	氏 名	取締役会・監査役会への出席状況	発言状況
監査役	菅原隆志	当事業年度開催の取締役会 13回中13回出席 当事業年度開催の監査役会 12回中12回出席 その他、書面決議6回	公認会計士としての専門的見地から、財務・税務上の手続きに問題がないか等、意思決定の妥当性・適正性を確保するために必要な発言を行っております。
監査役	皆見晴彦	当事業年度開催の取締役会 13回中13回出席 当事業年度開催の監査役会 12回中12回出席 その他、書面決議6回	金融・財務に関する豊富な知識と経営者としての豊富な経験を有しており、ガバナンス体制強化と経営全般に対する意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	20,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の職務執行状況や監査計画の内容等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下の通りであります。

また、当社は、以下の通りコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針を定めております。

### (1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の創出において、様々なステークホルダーとの適切な協働に努めるべきであると認識しております。当社の経営理念である、「質の高い人材の流動化を通して、企業の活性化と日本経済の発展に寄与する」ために、中途採用・新卒採用における人材の流動化に焦点を当て、求職者・求人企業の転職・就職、採用に関する課題解決を取り組むべきテーマとして、これをもって社会に貢献するべく努めております。

また、当社のコーポレートコンセプトである「いい仕事・いい人生」とは、当社の企業理念を実現するための行動規範であります。当社従業員だけでなく、様々なステークホルダーに対して「いい仕事」を提供することが、それぞれの「いい人生」につながると考え、それこそがステークホルダーへの価値創造及び当社の中長期的な価値向上につながると考えております。

その上で、経営の効率性、透明性の向上を図り、企業価値を最大化することをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針としております。

### (2) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

以下は内部統制システムに係る基本方針の概要となります。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、役職員の行動規範として「企業倫理に関する方針」を策定し、高い倫理性とコンプライアンス意識を持った行動の実践に努めております。また、当社は、「内部統制システムに係る基本方針」に掲げた体制を整備しており、毎年内部統制の計画に沿って、その進捗状況及び内部統制システムの運用上見出された問題点等の是正・改善状況並びに必要なに応じて講じられた再発防止策への取り組み状況を報告し、運用状況についてモニタリングを行っております。その結果を取締役会へ報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。



② **取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、情報の内容に応じて保存及び管理の責任部署を社内規程において定めております。

③ **損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

当社の継続的な成長を可能とするため、想定される企業リスクに迅速且つ適切に対処するリスク管理体制について社内規定に定め、適切に運用しております。

④ **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当社の取締役会は経営上の意思決定機関として、法令及び定款に定められた事項、並びに重要な業務に関する事項などを決議しております。また、取締役会に付議及び報告される事項につき十分な審議及び議論を実施するための会議体として経営会議を開催しております。

⑤ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役の日常における職務を補助すべき使用人については、必要に応じて経営企画課の人員が行うこととしており、その必要が恒常的に生じた場合には「監査役会事務局」を本格的に設置し、人員の配置を行うこととしております。

⑥ **前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役は、監査役の職務を補助すべき使用人に必要な業務を命じることができるものとします。なお、監査役会より監査に必要な命令を受けた使用人は、業務遂行にあたり、取締役、内部監査室長、管理部門内各管理者等の指揮命令を受けないものとし、当該使用人の人事異動については、事前に監査役会と協議した上で、監査役会の意向を尊重いたします。

⑦ **取締役及び使用人並びにその他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制及びその他の監査役への報告に関する体制**

当社の取締役及び使用人は、法定の報告事項のみならず、当社に重大な影響を及ぼす事実を知った場合には、速やかに各監査役に報告することとしております。また、監査役はいつでも必要に応じて当社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができます。

⑧ **監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、内部通報制度等（当社監査役等への報告も含む。）を通じて報告を行った当社使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不当な取扱いを行いません。

⑨ **監査役職務執行のための費用又は債務の処理に関する方針に関する事項**

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理いたします。

⑩ **その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役の過半は社外監査役とし、各監査役の独立性及び透明性を確保いたします。また、監査役は、内部監査室及び監査法人と必要に応じ、意見・情報交換を行うことができ、監査役の職務遂行に必要な調査・情報収集等の事項を監査役の判断で実施できるものとします。さらに、監査の実効性を確保するため、取締役又は監査法人との意見交換、監査において必要な社内会議への出席等、監査役監査の環境整備に努めます。

⑪ **反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方**

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、一切の関係を遮断し、毅然とした姿勢で対応いたします。また、主管部署を経営企画課とし、所轄警察署や特殊暴力防止に関する地域協議会等から関連情報を収集し不測の事態に備えるとともに、事態発生時には外部機関と連携し、組織的に対処いたします。

### **(3) 業務の適正を確保するための体制の運用状況**

当事業年度における運用状況の概要は以下の通りです。

① **内部統制システム全般**

当事業年度における内部監査室は、内部統制システムを整備・運用し、当事業年度の内部監査計画に基づいて業務執行が適切かつ効率的に行われているかを監査しております。また、内部監査室

は、財務報告に係る内部統制についての内部統制評価手続きを併せて実施しております。

以上のことから、当事業年度における当社の内部統制システムは有効に運用されたものと判断しております。

## ② コンプライアンス体制

当社では、管理部門担当取締役を責任者として、「企業倫理に関する方針」を基に役職員に対する教育及び啓発に取り組んでおります。内部通報制度については、内部通報窓口をコンプライアンス室に設置し、そのモニタリングを内部監査室が担当することで実効性を高めております。

## ③ リスク管理体制

当社のリスク管理の基本的事項につきましては「リスク管理規定」を定め、管理部門担当取締役を中心として各所管部署と連携を図り、日常的なリスク監視に努めるとともに新たな想定リスクの対応方法について検討を行っております。情報セキュリティに関しては、所管部署である情報セキュリティ対策室を中心に、IT・運用面でのセキュリティ対策をより強化するなど、情報管理体制の強化を推進しています。また、個人情報の取扱い等に関するリスクに対して、個人情報保護室がプライバシーマークの認証に基づきweb（e-learning）による教育及び内部監査を実施し、それらの結果を全社に啓発することで、管理体制の維持に努めました。さらに、法務部を窓口として、必要に応じて顧問弁護士より専門的見地からアドバイスを受けうる体制を整備しています。また、地震など自然災害の発生を想定し、全社員を対象とした災害対策訓練を毎年実施しております。

## ④ 取締役の職務執行体制

当社は、取締役会を毎月1回開催しており、経営上の意思決定機関として、法令及び定款に定められた事項、並びに重要な業務に関する事項などを決議しております。なお、今期は定例取締役会を13回開催いたしました。また、取締役会に付議及び報告される事項につき十分な審議及び議論を実施するための会議体として、当社の常務取締役、事業責任者等で構成される経営会議を毎週1回開催し、職務権限規程等諸規程に基づき、経営の方向性等に関する議論及び業務執行における重要課題の審議を行っております。

## ⑤ 監査役の監査体制

当社では監査役会を毎月1回開催しております。当社の監査役の過半は社外監査役とし、各監査役の独立性及び透明性を確保しております。また、当社の監査役は、内部監査室及び監査法人と必要に応じ、意見・情報交換を行っており、監査役の職務遂行に必要な調査・情報収集等の事項を監査役の判断で実施しております。さらに監査の実効性を確保するため、取締役会に出席するほか、当社の代表取締役社長及び取締役との意見交換や監査において必要な社内会議への出席等をしております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、買収防衛については検討課題であると認識しているものの、具体的な対策は講じておりません。ただし、多様な敵対的買収防衛策のうち最も株主の皆様や投資者の皆様に与える影響が最小限に抑えられる策が市場において一般化された場合または将来何らかの対策を講じなければならない事象が生じた場合には、速やかに検討し、対策を講じる予定であります。

---

(注) この事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2021年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>4,082,869</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,693,722</b>
現 金 及 び 預 金	2,619,310	買 掛 金	11,580
売 掛 金	1,342,199	短 期 借 入 金	58,000
仕 掛 品	8,292	未 払 法 人 税 等	56,640
そ の 他	116,287	未 払 金	414,967
貸 倒 引 当 金	△3,221	未 払 費 用	617,363
<b>固 定 資 産</b>	<b>1,775,661</b>	賞 与 引 当 金	169,236
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>186,064</b>	そ の 他	365,934
建 物	172,786	<b>固 定 負 債</b>	<b>216,570</b>
そ の 他	13,277	退 職 給 付 引 当 金	196,703
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>1,004,709</b>	資 産 除 去 債 務	19,867
ソ フ ト ウ ェ ア	978,341	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,910,293</b>
そ の 他	26,367	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>584,887</b>	株 主 資 本	<b>3,948,237</b>
繰 延 税 金 資 産	269,618	資 本 金	<b>558,663</b>
敷 金 及 び 保 証 金	263,787	資 本 剰 余 金	<b>355,328</b>
そ の 他	51,627	資 本 準 備 金	211,310
貸 倒 引 当 金	△146	そ の 他 資 本 剰 余 金	144,018
<b>資 産 合 計</b>	<b>5,858,531</b>	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>3,275,465</b>
		そ の 他 利 益 剰 余 金	3,275,465
		繰 越 利 益 剰 余 金	3,275,465
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△241,219</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>3,948,237</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>5,858,531</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2020年10月1日から  
2021年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		9,436,878
売 上 原 価		3,657,146
売 上 総 利 益		5,779,732
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,638,996
<b>営 業 利 益</b>		<b>140,736</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	19	
解 約 手 数 料	5,109	
受 取 給 付 金	6,000	
そ の 他	4,337	15,465
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	917	
そ の 他	0	917
<b>経 常 利 益</b>		<b>155,284</b>
特 別 利 益		
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	839,363	839,363
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	25,865	25,865
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>968,782</b>
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	31,830	
法 人 税 等 調 整 額	9,257	41,087
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>927,694</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2020年10月1日から  
2021年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								自 己 株 式
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 計	利 益 剰 余 金 計	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計			
当 期 首 残 高	558,663	211,310	144,018	355,328	2,482,771	2,482,771	2,482,771	△241,219	
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当					△135,000	△135,000	△135,000		
当 期 純 利 益					927,694	927,694	927,694		
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	792,694	792,694	792,694	-	
当 期 末 残 高	558,663	211,310	144,018	355,328	3,275,465	3,275,465	3,275,465	△241,219	

	株主資本合計	純資産合計
当 期 首 残 高	3,155,543	3,155,543
当 期 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当	△135,000	△135,000
当 期 純 利 益	927,694	927,694
当 期 変 動 額 合 計	792,694	792,694
当 期 末 残 高	3,948,237	3,948,237

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

〔個別注記表〕

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品・・・個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりになります。

建物 15年

工具、器具及び備品 4～10年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

a) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次事業年度から費用処理しております。



- (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理  
税抜方式によっております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に「3. 会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

（繰延税金資産）

### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額） 269,618千円

（繰延税金負債と相殺前の金額は273,498千円）

### (2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

#### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、予測される将来の課税所得及びタックス・プランニング等を考慮し、繰延税金資産を計上しております。課税所得の見積りは、中期経営計画を基礎としております。

#### ② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来の課税所得の見積りは、中期経営計画を基礎としており、そこでの主要な仮定は、メディア事業における求人件数、人材紹介事業における成約件数及びIT派遣事業における稼働件数であります。

#### ③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

繰延税金資産の回収可能性は、主に経営者による将来の課税所得の見積りによるところが大きく、主要な仮定であるメディア事業における求人件数、人材紹介事業における成約件数及びIT派遣事業における稼働件数の予測は見積りの不確実性が高く、将来の課税所得の見積り額が変動することにより、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与えるリスクがあります。

#### 4. 追加情報

(新型コロナウイルスの感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染拡大により、当社では一部の求人企業における採用活動の縮小または中止により取引社数が減少するなど、事業活動に大きな影響が出ております。今後におきましても、新型コロナウイルス感染症の収束時期等を具体的に見積ることが難しく、求人企業における採用活動に対する慎重な姿勢が続くことにより、当社を取り巻く環境は予断を許さない状況であると認識しています。

当社では、新型コロナウイルス感染拡大は徐々に収束するものという仮定のもと、当事業年度における繰延税金資産の回収可能性の判断や減損損失の判定等の会計上の見積りを行っております。

しかしながら、現時点での収束時期を正確に見積ることは困難であることから、上記の仮定に変化が生じた場合には将来における財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 5. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	320,617千円
----------------	-----------

#### 6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引以外の取引高 (収入)	256,112千円
-----------------	-----------

営業取引以外の取引高 (支出)	12,659千円
-----------------	----------

(注) 当社は2021年4月1日付で当社の完全子会社である株式会社キャリアデザイン I Tパートナーズを吸収合併したため、上記事項は2021年3月31日時点の状況に基づいて記載しております。

#### 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	7,054,400株
------	------------

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	304,368株
------	----------

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年12月18日 定時株主総会	普通株式	135,000	20	2020年9月30日	2020年12月21日

#### ②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年12月17日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	236,251	35	2021年9月30日	2021年12月20日

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については主に流動性の高い金融資産で運用しており、必要な資金を銀行等の金融機関からの借入により調達しております。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程に従い、営業部門において各取引先の経営内容、信用状態その他の必要な情報を入手し、取引相手別にと与信限度を設定しております。また、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である買掛金及び未払費用は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであります。当該リスクに関しては、経理課が毎月及び、必要に応じ資金繰表を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。当該リスクに関しては、恒常的に売掛金残高の範囲内にあり、流動性リスクは回避しております。

### ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
① 現金及び預金	2,619,310	2,619,310	—
② 売掛金	1,342,199	1,342,199	—
③ 買掛金	11,580	11,580	—
④ 短期借入金	58,000	58,000	—
⑤ 未払金	414,967	414,967	—
⑥ 未払費用	617,363	617,363	—
⑦ 未払法人税等	56,640	56,640	—

### (注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

#### ①現金及び預金並びに②売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### ③買掛金、④短期借入金、⑤未払金、⑥未払費用並びに⑦未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## 9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生 の 主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	8,920千円
未払事業所税	5,149千円
未払費用	30,366千円
貯蔵品	140千円
賞与引当金	51,820千円
資産除去債務	28,113千円
退職給付引当金	60,230千円
貸倒引当金	14,788千円
繰越欠損金	115,883千円
繰延税金資産小計	315,414千円
評価性引当額	△41,915千円
繰延税金資産合計	273,498千円
繰延税金負債	
資産除去債務	3,880千円
繰延税金負債合計	3,880千円
繰延税金資産純額	269,618千円

## 10. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、工具、器具及び備品等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

### 11. 関連当事者取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の 所有（被所有） 割合（％）	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
子会社	株式会社キャリアデザインITパートナーズ	（所有） 直接100.0	役員の兼任 出向者の派遣等	出向料及び その他の費用	267,916	未収金	49,998

（注）1. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

#### 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1)出向者の派遣については、出向に関する協定書に基づき、出向料を受け取っております。

(2)その他の費用については、市場価格を勘案の上、価格交渉を行い、一般取引先の条件と同様に決定しております。

3. 当社は2021年4月1日付で株式会社キャリアデザインITパートナーズを吸収合併したことに伴い、関連当事者に該当しなくなったため、上記事項は2021年3月31日時点の状況に基づいて記載しております。

### 12. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	584円92銭
1株当たり当期純利益	137円44銭

### 1.3. 重要な後発事象に関する注記

#### (自己株式の取得)

当社は、2021年11月10日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議し、自己株式の取得を以下のとおり実施いたしました。

#### (1)自己株式の取得を行う理由

当社は、当社の筆頭株主であるAslead Capital Pte. Ltd.より、同社保有の当社普通株式の全部について売却の選択肢を模索するとの意向表明があり、当社として検討した結果、当該株式売却による当社株式需給への短期的な影響を緩和し既存の株主様への影響を軽減する観点とともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、自己株式の取得を行うことといたしました。

#### (2)自己株式取得に関する取締役会の決議内容

- ①取得する株式の種類：当社普通株式
- ②取得する株式の総数：1,300,000株(上限)
- ③株式の取得価額の総額：1,527百万円（上限）
- ④取得日：2021年11月11日
- ⑤取得方法：東京証券取引所の自己株式立会外買付（ToSTNeT-3）による買付け

#### (3)自己株式の取得結果

- ①取得した株式の種類：当社普通株式
- ②取得した株式の総数：1,292,400株
- ③株式の取得価額の総額：1,518百万円
- ④取得日：2021年11月11日
- ⑤取得方法：東京証券取引所の自己株式立会外買付（ToSTNeT-3）による買付け

#### (多額な資金の借入)

当社は、2021年11月10日開催の取締役会において、以下の資金の借入を行うことを決議いたしました。

- |                |                     |
|----------------|---------------------|
| ①資金の用途         | 自己株式の取得             |
| ②借入先の名称        | 株式会社三菱UFJ銀行         |
| ③借入金額          | 1,000百万円            |
| ④借入金利          | 市場金利等を勘案して決定しております。 |
| ⑤借入時期          | 2021年11月            |
| ⑥返済期間          | 10年                 |
| ⑦担保提供資産又は保証の内容 | 無担保・無保証             |

# 計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年11月11日

株式会社キャリアデザインセンター  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 入 江 秀 雄  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 芳 野 博 之  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社キャリアデザインセンターの2020年10月1日から2021年9月30日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。



- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年10月1日から2021年9月30日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社における業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査方法及び結果は相当であると認めます。

2021年11月12日

株式会社キャリアデザインセンター 監査役会

常 勤 監 査 役 菊 池 亮 平 ㊟

社 外 監 査 役 菅 原 隆 志 ㊟

社 外 監 査 役 皆 見 晴 彦 ㊟

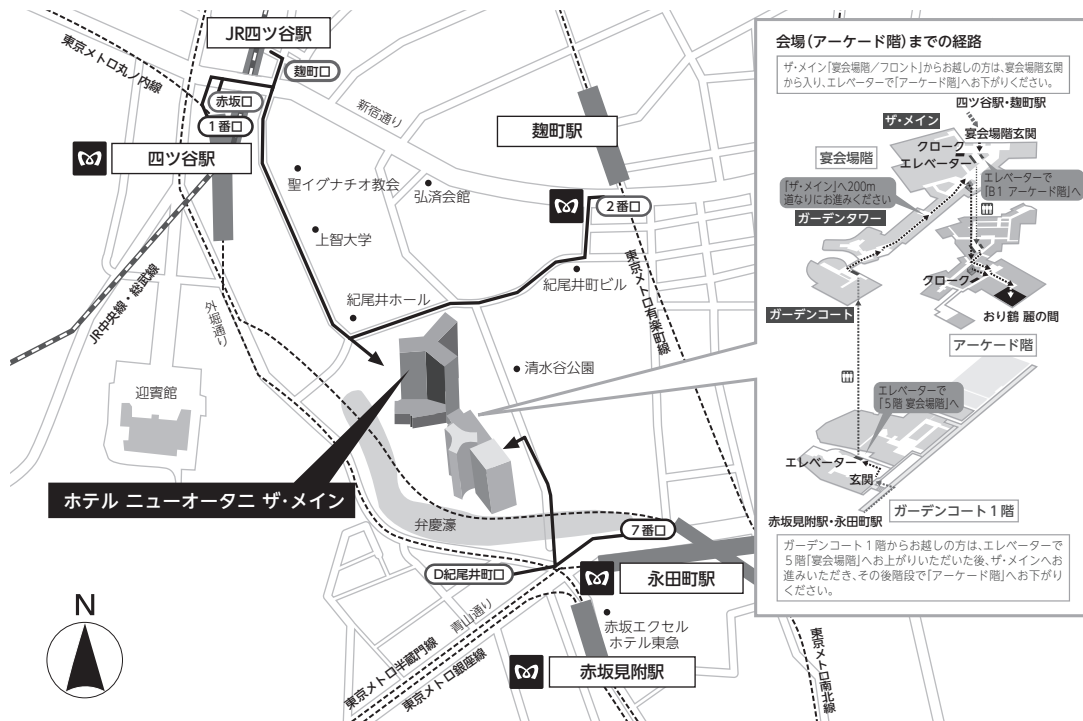
以 上



# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区紀尾井町4番1号 電話 03-3265-1111

ホテルニューオータニ ザ・メイン アーケード階・地下1階「おり鶴 麗の間」



※当日ご来場の際は、ザ・メイン入口をご利用ください。

また、当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮ください。

交通：JR中央線・総武線 東京メトロ南北線「四ツ谷駅」麴町口・赤坂口・1番口より徒歩8分

東京メトロ有楽町線「麴町駅」2番口より徒歩9分

東京メトロ丸ノ内線・銀座線「赤坂見附駅」D紀尾井町口より徒歩10分

東京メトロ半蔵門線・南北線・有楽町線「永田町駅」7番口より徒歩10分

**UD  
FONT**

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。